

志免町が交付する補助金等の適正化について

(提言書)

平成 20 年 8 月 29 日

志免町補助金等検討委員会

はじめに

町は、国、地方を巡る厳しい財政状況と地方分権の改革が進むなか、「真の自立、再生のための基礎づくり」をめざした「行政経営改革実行計画書」を平成17年7月に策定しました。この計画は平成21年度までの5年間を計画期間とするものですが、健全な財政基盤の確立を目的に、「補助金検討委員会の設置」及び「補助金交付基準の策定」が重点的な改革項目として挙げられ、第三者による補助金交付のルール化を図ると計画されました。このような背景により、平成19年7月13日、志免町補助金等検討委員会(以下「当委員会」という。)は設置されました。

当委員会では、個々の補助金等の検証を行いながら、問題点を整理し、補助金等のあり方についての指針づくりを行うため、計13回にわたる審議を行ってきました。

この度、審議の結果を以下のとおり取りまとめましたので、ここに提言します。
町にあっては、この提言を最大限尊重し、適切な見直しを行われますよう要望します。

平成20年8月29日

志免町補助金等検討委員会

委員長	山下義昭
委員	田中里美
委員	西村嘉之
委員	山崎隆子
委員	安松武司(故人)

第1 問題点と課題

1 「補助金等」とは

本提言の補助金等とは、次のものをいう。

(1) 補助金

補助金とは、特定の事業又は研究を行なうものに対し、その事業若しくは研究を助成するため法令の規定に基づいて交付するもの、又は特定の事業若しくは研究が公益上必要がある場合にこれを助成するために交付するものである。

補助金の支出の根拠として、地方自治法第232条の2において、「地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されており、公益上の必要がなければ、地方公共団体が他の団体等に補助金を交付することはできない。

(2) 負担金

負担金とは、一般的には法令又は契約に基づいて国又は地方公共団体に対して負担しなければならない経費をいう。法令上特定に事業について、地方公共団体が当該事業から特別の利益を受けることに対して一定の金額を支出する場合等がある。例えば、県営事業等の市町村負担金がこれにあたる。

そのほか、任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決められた費用を支出する場合がある。例えば、町が構成団体となっている一部事務組合、市町村長協議会、議長会をはじめ、何々振興協議会、何々推進協議会等に対する会費等がこれにあたる。

(3) 交付金

交付金とは、法令又は条例等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合に、その事務処理の報償として受託団体等に交付するものという。

2 問題点と課題

補助金等をめぐっては、以下のような事項が問題点として挙げられる。

- 長期間にわたって見直しが行われず、惰性で交付されているものがある。
- 団体にとって補助金等が既得権化しており、かえって団体の自主自立を阻害している
- 多額の繰越金が生じていたり、補助金等の対象となる事業費が不明確であったりと、補助金額の算出根拠に不適切なものがある。
- 自己負担を適切に徴収していない団体がある。
- 過度に補助金等に依存している団体がある一方、自主財源により自立可能と思われる団体もある。
- 補助金額が少額であり、交付の効果が期待できないものがある。

- 補助金等ごとに補助率、補助額等が異なっており、統一的な補助基準がない。
- 交付の効果が全くと言って良いほど検証されていない。

以上のような問題点を解消し、真に公益性があり、町民の理解が得られるものに改めることが課題となっている。

第2 審議経過

当委員会では、以下のような内容について審議を行ってきた。

開催日	審議内容
平成19年7月13日	見直しの目的、対象等の明確化、問題点の整理 補助金等見直し方針の設定
平成19年8月10日	個別補助金検証方法の検討
平成19年9月28日	個別の補助金等の検証
平成19年10月29日	個別の補助金等の検証
平成19年11月19日	個別の補助金等の検証
平成19年12月27日	補助金等見直し方針の設定 個別の補助金等の検証
平成20年2月6日	個別の補助金等の検証
平成20年2月21日	個別の補助金等の検証
平成20年4月18日	個別の補助金等の検証
平成20年5月30日	個別の補助金等の検証
平成20年6月27日	個別の補助金等の検証 補助金等見直しの指針づくり（交付規則及び交付基準）
平成20年7月3日	補助金等見直しの指針づくり（交付規則及び交付基準）
平成20年7月30日	補助金等見直しの指針づくり（交付規則及び交付基準） 提言書の確認

(1) 見直しの目的、対象の明確化

はじめに、補助金等を見直すにあたっての目的、対象等を明確にしたうえで問題点の整理を行った。

(2) 補助金等見直し方針の設定

個別補助金等の検証

つぎに補助金等を客観的に検証するため「補助金等審査判定シート」を作成した。

そして、それを用い補助金等について検証を行い、拡充、継続、縮減及び廃止の判定を行った。判定結果については、その判定に至った理由を明らかにするとともに、期間を限定して交付すべきものについては、終期設定を併せて行った。

また、判定結果が縮減となったものについては、縮減すべき額及び率を数値化した。

(3) 補助金等見直しの指針づくり

最後に、今後も町の補助金等が適正に交付されるよう補助金等見直しの指針づくりを行った。

第3 見直しの基本方針

補助金等の見直しは、以下のような点を基本方針として実施した。

① 補助金交付の適正化

補助金の対象となる事業が「その範囲、内容は、公益上必要があるものに限られる」という観点から、既存の補助金について、

- ・ 交付の目的
- ・ 補助金額
- ・ 補助期間
- ・ 補助による効果
- ・ 公平性

等を検証し、必要があれば、廃止、縮減、終期設定等の検討を行い、補助金交付の適正化を図る。

適正化にあたっては、

- ・ 聖域なくすべての補助金等について
 - ・ ゼロからの視点で
 - ・ あらゆる利害関係を断ち切って客観的に
- 行う。

② 補助金等の総額の抑制

長引く景気低迷等による厳しい財政状況に対応するとともに、町が支出する補助金等が町民の税金によって賄われていることを考えて、義務的に支出しなければならないものを除いて、縮減、廃止等の方策について検討するとともに、①の実施により、補助金等の総額の抑制を図る。

③ 補助金等の指針づくり

補助金等の交付に当たっては、地方自治法に原則的な定めがあるものの、交付基準、チェック体制、情報公開など、明確な指針がない。

このため、

- ・ 交付基準（補助率、補助金額、交付期間の設定、様式類等）
- ・ チェック体制（交付申請、交付決定の方法等）
- ・ 情報公開（町民への透明性の確保の手段等）

などを検討し、補助金等の指針づくりを行う。

第4 補助金等の審査判定

1 補助金等審査判定シート

個々の補助金を検証し、拡充、継続、縮減、廃止の審査判定を行うにあたり、客観的に、同一の基準で、効率的に審査が行えるように、「補助金等審査判定シート」を作成した。

作成にあたっては、以下の点に留意した。

(1) 公益性

そもそも公益性がなければ、地方公共団体は補助金を支出することができない。

そこで、不特定多数の町民の利益につながること、町の施策の推進につながること、町民の社会保障につながること等を総合的に判断し、公益性の有無を判定することとした。

(2) 必要性

公益性があるとしても、町民にとって必要性の薄いものであれば、交付が適当であるとは言えない。そこで、

- ・ 社会経済情勢、町民のニーズ等に合致しているか
- ・ 補助ではなく、町が直接実施すべきではないか
- ・ 民間で同様のサービスが提供されているのではないか
- ・ 補助に頼ることなく、自主自立が可能ではないか

といった点から、必要性の有無を判定することとした。

(3) 性質

補助金等は、その性質に応じて次のように分類することができる。

分類		説明
大分類	小分類	
性質による分類	1 運営費補助金等	団体の運営に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	2 事業費補助金等	団体等が実施する事業に係る経費の一部または全部を補助または負担するもの
	3 扶助的補助金等	生活困窮者、身体障害者等の弱者救済、福祉向上の観点から補助するもの
	4 その他補助金	1から3に当てはまらないもの

とりわけ、運営費補助金等は団体の自主自立を阻害するなど、多くの問題が指摘されており、他の補助金等とは性質が大きく異なっている。そのため、性質による判定項目を設け、運営費補助金等と他の補助金等を区別することとした。

(4) 妥当性

公益性や必要性があっても、交付の形態や内容が妥当性を欠くものであれば、交付が適当であるとは言えない。そのため、

- ・応分の自己負担を徴収しているか
 - ・多額の繰越金が発生していないか
 - ・対象事業費が妥当な額であるか
 - ・零細な補助、負担、交付であり、効果が期待できないのではないか
 - ・対象事業費に不適切な経費を含んでいないか
 - ・対象事業費に対する補助金等の割合が7割を超えていないか
- といった点から、妥当性の有無を判定することとした。

(5) 効果

交付に対する効果が非常に高い場合は、充実・強化して交付すべきものとして判定することとした。

(6) 終期設定

拡充、継続または縮減して交付すべきものとして判定した補助金等のうち、さらに終期を設定することが望ましいものについては、別途終期を設定することとした。

(7) 救済措置

客観的な判定項目により審査判定を行うため、真に必要な補助金等であっても廃止または縮減と判定される恐れがある。

そのため、

- ・現在の社会経済情勢には合致しないが、長期的な視点に立って、将来のまちづくりのため必要である
- ・町が特に重点的に推進している事業に該当する

- ・特定の町民の利益にとどまるが、最低限の生活保障のため必要である
- ・応分の自己負担を徴収できない客観的かつ合理的な理由がある
- ・零細な補助、負担、交付であるが、団体等にとって補助金等が必要不可欠である客観的かつ合理的な理由がある
- ・対象事業費に対する補助金等の割合が7割を超える客観的かつ合理的な理由がある等の視点を総合的に判断し、必要があれば救済し判定を上方修正できることとした。

2 審査判定結果

補助金等審査判定シートに基づき、補助金等116件について審査判定を行った。

詳細については、別紙「補助金等審査判定結果」にまとめたが、概要は以下のとおりである。

① 拡充すべきもの	1件
② 継続すべきもの	44件
③ 縮減すべきもの	19件
④ 廃止すべきもの	46件
⑤ 審査除外としたもの	6件

町にあっては、この審査判定結果を最大限尊重するとともに、このうち縮減すべきものとされた補助金等については、平成21年度予算に反映し、廃止すべきものとされた補助金等については速やかに廃止されたい。

第5 補助金交付規則及び交付基準等

1 交付規則及び交付基準

現在、町が交付している補助金等については、各々交付要綱等を定めて交付を行っているが、要綱等を定めず予算措置のみで交付している補助金等が多く存在する。これらについては、交付の目的や基準が明確ではなく、説明責任が果たせないものと考える。

また、それら要綱等を包括する交付基準等が定められていないため、別添に「志免町補助金交付規則」及び「志免町補助金交付基準」の案を示したので、これらを参考に交付規則及び交付基準を早急に制定されたい。

交付要綱等が未整備の補助金についても、交付規則及び交付基準に基づき、早急に交付要綱等を制定されたい。

2 様々な見直し期間の設定

個別補助金等の審査の中で、長期間にわたり交付されている補助金等が数多く見受けられた。そのような補助金等は、状況が変化する中で当初の交付目的があいまいになったり、あるいは、特定の団体等の既得権化につながる危険性も考えられるところである。このような弊害を避けるため、各々の補助金等については、行政評価等を有效地に活用し、その交付目的や成果を十分検証し、概ね3年毎にその補助金等の必要性、妥当性を見直す必要があると考える。

おわりに

町は現在、「行政経営改革実行計画書」を策定し、一層の行財政改革に取り組まざるを得ないほど厳しい財政状況に置かれています。このような状況にあっても、いや、むしろこのような状況だからこそ、住民の福祉を実現する手段としての補助金の重要性はますます大きくなっています。そうであれば、補助金の交付はこれまで以上に、その必要性を見極めて、効果的効率的になされなければならないと考えます。本提言はこのような趣旨でなされたものです。

本提言の趣旨の理解を得るためにには、補助金の交付を受けている団体等に対してのみならず、町民全体に対して十分に説明する必要があります。町民の理解のもとに補助金のさらなる適正化に向けた具体的な取り組みを強く期待する次第です。